

本財団への寄附金について

平成23年度の税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の寄附金については、新たに「税額控除」の仕組みが加わり、本財団は平成27年1月9日付でその証明を交付されました。

これに伴い、本財団に対する個人の方からの寄附金については、確定申告の際、「税額控除」と、従来の特定公益増進法人に対して寄附をした場合に適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができるようになりました。

また、法人様の寄附金につきましては、引き続き特定公益増進法人に対する寄附に適用される、別枠の損金算入をご利用いただくことができます。

◆個人寄附の場合

その年の、対象団体に対して行った寄附金合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

1 所得税

(1) 「所得控除」適用の場合

$$\text{寄附金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

(事例)

年中の総所得金額が 500 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、 $20 \text{万円} - 2,000 \text{円} = 19 \text{万} 8,000 \text{円}$ が総所得金額より控除できます。(控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 $500 \text{万円} \times 40\% = 200 \text{万円}$ の限度内となりますので、19 万 8,000 円は全額が総所得金額からの控除対象となります。)

(2) 「税額控除」適用の場合

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

↑

総所得金額等の 40%が限度

↑

所得税額の 25%相当額が限度

(事例)

年中の総所得金額が 500 万円、所得税額を仮に 42 万円とすると、税額の寄附金の合計額 20 万円の場合、 $20 \text{万円} - 2,000 \text{円} = 19 \text{万} 8,000 \text{円} \times 0.4 = 7 \text{万} 9,200 \text{円}$ が税額より控除できます。(控除額 7 万 9,200 円は、所得税額が $42 \text{万円} \times 25\% = 10 \text{万} 5,000 \text{円}$ の限度以内となりますので、7 万 9,200 円は全額が税額からの控除対象となります。)

2 住民税

所得税の確定申告書作成する際に、住民税の寄附金控除の適用に関する所定の事項を記載することにより、個人住民税の控除も受けられます。

◆法人寄附の場合

通常の一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入が認められます。

(事例)

資本金が1億円、年中の所得金額が1,000万円の場合(事業年度の月数が12月の場合)

(A) 一般損金算入限度額 = $\{(100,000,000 \text{円} \times 2.5 / 1,000) + (10,000,000 \text{円} \times 2.5 / 100)\} \times 0.25 = 125,000 \text{円}$

(B) 別枠の損金算入限度額 = $(100,000,000 \text{円} \times 3.75 / 1,000 + 10,000,000 \text{円} \times 6.25 / 100) \times 0.5 = 500,000 \text{円}$

したがって、(A)、(B)の合計金額((A) + (B) = 625,000円)の損金算入が認められます。